

平成29年度臨時常設審議委員会議事録

1 日 時 平成29年8月4日（金）15時開会 16時00分閉会

2 場 所 湯梨浜町 国民宿舎「水明荘」

3 出席者

(1) 常設審議委員 8名／15名（出席者は別紙名簿のとおり）
(2) 事務局 倉益事務局長、森井参与、田中次長、岡田課長補佐

4 開 会（倉益局長）

臨時常設審議委員会を開会いたします。

まず、本会会議規則第7条に基づきまして、出席委員数を報告をいたします。現在、欠員が生じておりますが、15名中8名の御出席をいただいております。運営規程第4条第4項の規定に基づく定足数、過半数に達しておりますので、本委員会が成立することを報告をいたします。

なお、農業団体代表並びに学識経験の皆様には別途書面決議をいただくことにしております。

それでは、上場会長に御挨拶いただきます。よろしくお願ひいたします。

5 上場会長挨拶

ただ今から、審議をいただきます。前回の積み残しの事案の審議をいただきます。

あの後、西部総合事務所の████████の取り計らいで大山町、県畜産課そして████さん本人が今からご説明する資料を持ってお見えになりました。私の方から相当きつく、言わせていただきました。そういうこともあって私の方からこの資料をご説明いたしますのでご理解をいただきたいと思います。

また、JA鳥取西部の方は組合長、専務とも████さんと直接会っておられなかったということがあります。████さんの方も自分の手落ちであったということで一式資料を持って、説明に行かれました。その日の理事会で、恩田さんの方からも話があったようになります。私の方が預かりました資料により説明いたします

6 議事録署名委員の決定

議長 議長から指名させていただきます。

（上場） では、境港市の足立会長さんと、三朝町の山本会長さんにお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

農地法第5条の意見聴取事案についてです。

7 審議事項

農地法第5条の規定に基づく意見聴取事案について

議長 (資料により、前回保留した大山町農業委員会意見聴取事案を説明。)

- 恩田副会長 事前着工していると通報があったが、どうなのか。
- 議 長 財産区の山林のところを買ってもらうために処理しているだけです。
- 高西委員 そのあたりを大山町が配慮して進めるべきである。審議中だから誤解のないようにすべきです。
- 山脇委員 事務局は資金調達がおかしいと感じたら会長へ相談すべきである。
- 議 長 大山町は会長と事務局との連絡調整が不足していた。
- 議 長 原案のとおり決定してよろしいか諮ったところ異議なく可決承認したが、①事務局説明にあたっては、県行政部局や市町村部局への照会を踏まえて行うこと。②大山町農業委員会長へこの事案を自覚してもらうこと。③事前着工と疑われることは行わない。一ことを伝えることとする
- その他
- 長谷川副会長 常設審議委員会で保留した場合の取り扱いはどうなのか
- 事務局 意見を出さないということで今日の結果となった。
- 高西委員 保留の理由を回答することはあるでしょう。
- 山本委員 条件付きの場合もありますか。
- 事務局 その場合もあります。